

— 組織内議員 群馬県議会議員 本郷高明より —



2023年5月27日に開催された群馬県教職員組合の定期大会では来賓としてお招きいただきありがとうございました。また、組合員皆様におかれましては、常日頃より、子どもの人権、子どもたちの豊かな学びを保障するため、教育現場を支えておられる皆さんの活動に心から感謝申し上げます。

さて定期大会の議題にも挙げられておりましたが、子どもの主体的な学びには、子どもと向き合う時間や教材研究・授業準備の時間、子ども一人ひとりの学習状況の把握や支援等、時間的・精神的なゆとりが必要不可欠です。昨年、文部科学省が行った、教員の勤務実態調査では多少の改善傾向はあるものの依然として長時間勤務の教職員が多いことがわかりました。このような中、政府は、給特法の枠組みを維持したままの議論を進めております。これでは長時間労働を是正し、業務の削減や教職員定数の抜本的改革にはつながりません。真の「学校における働き方」が進展しないことは明らかです。そもそも、正規の勤務時間内に授業準備や事務作業などができる時間が少ないことが問題です。予算をかけない働き方改革、改善だけでは、状況を大きく変えるのは限界です。今回の調査結果を踏まえ、国も各教育委員会も「実態調査をしてから検討する」という言い訳は、もう通用しなくなりました。ここからが反転攻勢です。私「本郷たかあき」は、教職員の長時間労働を是正するための給特法の廃止、あるいは抜本的な見直しを組合員とともに求め、教育環境の整備と予算増額を子供たちのゆたかな学びを支えるとの視点で、皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思えます。

### GTUカードの提示で 割引き料金に！

組合員の皆さんがお持ちの「GTU メンバースカード」。県教組が提携する施設や飲食店等で提示すると、料金が割引になります。割引きとなる施設等の一部を紹介します。  
(詳しくは、「Do you know...?」の132～134ページをご覧ください。)  
※カード裏面に氏名の記入がない場合は利用できませんので、ご注意ください。

**シネマテーク高崎**  
窓口でチケット購入の際に、カード提示で1800円→1300円  
**ユナイテッドシネマ前橋**  
窓口でチケット購入の際に、カード提示で1900円→1200円

**ピッコラ・ペコラ(前橋市)**  
食事代10%OFF  
**旬鮮酒場 一粋(高崎市)**  
10%OFF。宴会4500円以上のコース利用で、1名様無料。

県内の提携するボウリング場にて、受付の際にカード提示で、会員料金がプレイできます。  
(利用可能なボウリング場については、「Do you know...?」で確認してください。)

### 2024年度教育予算要請行動に向け、皆さんの声を集めます！

8月に行っている教育予算要請行動の要請書の作成にあたり組合員のみなさんの声を集めています。5月上旬の分会発送で「意見集約用紙」を配付していますが、任意の用紙でも結構です。すでに県教組にはいくつかの分会から「意見集約用紙」が届いています。いただいたご意見をもとに要求書の作成をしますので、日頃感じていること、思っていること、考えていることなどをお寄せください。ご意見はFAXで県教組(080-0800-0550 県内フリー)で送付してください。最終締切りは6月14日(水)です。

組合加入はスマートフォンインターネットからも！ 仲間の声を広げよう！ 組合加入はこちら →

## 群馬県教組アーカイブス

### 群馬県における勤評闘争7

県教組をはじめ市町村教委・校長会などのたび重なる反対の声に耳を貸さず、勤務評定規則の制定を押し切った県教委は、7月15日の市町村教育委員長・教育長連絡会議で、7月末までに勤評の実施を要請しました。また、21日までに県立・西毛・北毛・東毛・中毛の小中学校長会で勤評の実施要領を説明しました。しかし、校長会では実施要領への疑問が次々と出され、性急な実施に不満の声が表明されましたが、校長たちの納得する回答は得られませんでした。県教委は7月23日、市町村教委に勤評実施決定を早急に行うことと、勤評書の提出を校長に命ずるよう指示しました。ところがここでも、前橋市など10市の教委をはじめ多くの教委は、独自の見解から実施を決定しませんでした。

4月から勤評規則制定の5月16日までに、組合員が団体交渉や要請に参加した数はのべ16、000人のほりました。また、5月に入っての「あいつぐ警察官導入は県教組の運動史上前例がなかったことであり、『権力とは何か』を現実のものとして組合員は知り、怒りを燃え上がらせた。」と、県教組40年史は記しています。山形県で開かれた日教組第17回定期大会では各県の勤評の闘いが交流され、規則が制定されても闘いが終わるのではなく、規則の撤回まで、父母や世論の理解と協力を得て闘いを続けることを明らかにしました。

群馬地区推進幹事会 X 中央ろうきん群馬地区共催企画  
つなぐ! つながる!!  
ろうきんファミリーキャンペーン  
中央ろうきん群馬地区各支店にてお子さまに  
関わるいずれかの対象取引を満たした方全員に  
QUOカード 500円分  
プレゼント!!  
対象期間 2023年6月1日(木)~12月29日(金)  
対象取引  
① 組合員によるお子様の自動車購入を目的としたカーライフローンの申込み  
② 組合員のお子様本人によるカーライフローンの申込み  
③ 組合員によるお子様を対象とした教育ローンの申込み  
④ 組合員によるRukuo こども積立の新規契約  
・QUOカードは対象期間中お一人様500円分までとなります。  
・キャンペーン対象の確認についてはお手続き時にさせていただきます。  
商品の概要 金利等は はこちらから  
カーライフローン 教育ローン Rukuo こども積立  
・〈中央ろうきん〉へ取次ぎを希望の方は 組合事務所まで  
・商品の詳細は〈中央ろうきん〉群馬県内各支店へお問い合わせください。  
2023年6月1日現在

ぐんま教育新聞 GTU   
発行所 群馬県教職員組合HP  
前橋市大手町3の1の10 (教育会館)  
電話(027)231-1151(代)  
群馬県教職員組合 http://gtunet.com

## 県教組第136回定期大会開催

大会スローガン  
① 県教組のとりくみの理解を広げ、分会・総支部・本部が力を合わせて組織拡大をすすめよう。  
② 教職員の生活を守るため、公正な待遇の実現と長時間労働の解消・労働条件の改善に向けて団結してとりくもう。  
③ 子どもの人権、子どもたちの豊かな学びを保障するため、教育予算の拡充、教育施策の改善を求めて、団結してとりくもう。  
④ 日本国憲法の改悪を許さず、憲法の理念を活かした平和な社会をつくるとりくみをすすめよう。

5月27日(土)、群馬県教組第136回定期大会が開催されました。4年ぶりに各支部から代議員が参集し、今年度の運動方針や予算案などの執行部提案が承認されました。大会では、西原日教組書記次長、連合群馬の高草木事務局長など多くの来賓からあいさつをいただきました。  
冒頭、小濱委員長は「日本国内では戦争ができる国づくりが加速している。平和憲法を守り、戦争をしない国づくりを求めていかななくてはいけない。学校現場では、働き方改革は一向に進まず教員不足が深刻化し子どもたちへの学びにも大きな影響を与えている。自分たちのためにも子どもたちの豊かな学びを保障するためにも、長時間労働の是正や待遇改善をすすめていく必要がある。組織拡大については、数々のとりくみをすすめてきたが退職者が加入者を上回る状況が続いている。県教組の運動をすすめるためにも、県教組確実に維持するためにも組織拡大、特に青年層の組織拡大が必要である。」と述べました。対面で参加した代議員からの質問や討論で出た意見、執行部の答弁は以下の通りです。



### 教員業務支援員やDX等のサポート職等について

(代議員)  
○週に1回や月に何回か勤務するサポート職等について、必要とするときにいなかたり勤務日にサポートを必要としないときがあったりし、うまく活用できていない。勤務日に仕事がない場合は、職員が気を遣うことにもなり、「サポート」になっていないこともある。また、業務に見合った人材が配置されていないのではないかと感じることもある。  
○SSWは増員になったが、月に2回しか来ない。家庭環境が色々な子どもが増えている中で、なかなか該当生徒に関われない状況もあると感じている。またSSWと同じような役割の人も配置されているが、「連携」という点ではなかなか難しいこともある。



(執行部)  
○確かに適材適所になっていない場合もあると思われる。仕事の内容については、管理職にも確認する必要がある。学校は人手が足りないのでサポート職がうまく機能できるように求めている。

### 組織拡大・あり方について

(代議員)  
○OPTA環境整備作業をGoogleフォームで参加を呼び掛けたが、参加者は少なかった。人が集まりたがらない傾向にあるのか。これは組合も同様。そんな中、アピールのしかたや人の集め方を工夫していく必要があるのではないかと。組合は入ってみたいとわからないこともある。まずはお試しというのがあっていいのではないかと。また、色々な機器やチャンスを利用することも検討してみたらどうか。  
○青年部では、加入することを前面に出すことよりも「労働組合」の活動を正しく知ってもらうことを最優先に組織拡大を進めていく方針。青年部は今年度、夏休みに「学習講演会」、冬休みに「ボウリング大会」、年明けに「雪山ツアー」を計画している。また、年間を通して分会を訪問し労働組合の説明会をする予定。組織拡大について青年部も知恵を絞っている。



○組合員の減少が続いている。県本部、総支部、地区支部の在り方について本部でも見通しがあれば見解をお願いしたい。  
(執行部)  
○人が集まらないのは各種調査の結果からも理解できる。組合から遠のく一つの要因とも考えられる。紙ベースでアピールしても忙しくて読んでもらえない状況もある。紙ベースだけでなくデジタルを活用するのも重要。デジタルデバイスの活用の仕方については、活用している若い世代にも手をかりて検討していきたい。現在加入者については1年間割引の特典もある。

## 県教組第136回定期大会開催

- 今年度1～3年目グッズの中にQRコード付きの加入届を入れた。それを利用して、加入届を出した人もいる。教員採用試験対策講座の申込みもQRコード利用者がほとんどだった。今後も色々な場面で活用を考えている。
- 青年部のとりくみはありがたい。同じ世代の人が話をした方が聞ける。忙しい中であると思うが、よろしく願いたい。
- 支部の在り方についてはっきり決まっていな。県教組には、総支部までの規定はあるが地区支部の規定はない。そういうことを含めて第14次機構整備委員会で議論がさらに進むかと思う。

### ハラスメントについて

#### (代議員)

○ハラスメントのアンケートが取られているが、学校で取られると管理職や教育委員会が見るのではないか、本当のことを書く



と自分が不利になるのではないかと思、本当のことが書けない人も。何か言うことによりプラスになればいいが、そうではないのではと思った時にどうすればいいのか。

○自身の学級経営や教育への考え方に合わない子どもや先生方を排除するような教職員が増えているのではという意見がある。情緒学級の子どもが交流学級へ参加するのを拒んだり、自分と合わない先生にはあいさつもしなかったり、あからさまに職員室で悪口を言ったりするため、良識のある教員が疲弊している例がある。

#### (執行部)

○昨年度の県職連の交渉で使用者が管理職を評価するマネジメントレビューが県庁職員にスタートしていることを知った。県教組も秋の交渉で要求したところ、県教委からは「検討する」という回答だった。今年度も同様の要求はしていく。ハラスメントだけでなく本音のアンケートを取ることも必要だと思われる。

○組合的な人権感覚が欠落している教員も増えていると感じている。引き続き教育委員会には状況を伝え、改善を求めていく。

### 免許更新制廃止にともなう新たな研修、研修の記録について

#### (代議員)

○新たな研修とは何なのか。

○研修の記録について「今まで行った研修をすべて書くように」という指示があった。長い人は思い出すのが大変だ。

○研修記録について、「どこまで書くのかわからない。」とおろおろしている教員がいる。センターの記録の例にあるのは、ない場合は「なし」と書いていいとか「校内研修でよい」と書いてあるが、忙しい中で細かく時間をとって試している人はいないと思われる。「白紙でもよい。」ということが周知されるとよい。

#### (執行部)

○新しい研修が増えたのではない。免許更新制を廃止すると教員の質が保てないと意見があったので、それに代わるものとして「研修の記録」の制度ができた。多忙化の中で新しい研修を始めるのは意味がないと、文科省も日教組も同様に考えているので、各種研修に参加した履歴を残してそれにあてることとした。「校長は研修が少ないなら、面談によって受講を推奨する」と文言が入ったが、強制的にならないようにということになっている。履歴に記入する研修は「個票に書く程度のもの」という確認はできている。

他にも県教研についてや【提言R5】の周知について、人事におけるヒアリングの重要性について等の意見が出されました。いただいた意見は教育予算要請行動や秋の交渉など今後の活動につなげていきます。



### 部活動・スポーツクラブについて

#### (代議員)

○社会教育費の充実を求めたい。子どもの数・教員の数が減っている。顧問の数が足りないだけでなく各部の子どもの数も減って、各学校で部活の数を減らすという話も出ている。しかし、各学校で部活の数を減らすと大会係員の数が足りず運営が大変になるので、減らせないという話も入っている。競技によっては出場する子どもの数は減っても審判はこれまでと同じ数だけ必要なものもある。社会教育費があれば各競技の協会からの応援も可能なのではないかと思われる。



○地域のクラブ対抗陸上大会があった。自分の勤務する市以外はこの学校も参加がなかった。近隣の町村ではクラブの対抗なので出たい人はクラブに所属して参加するよという話があったという。学校で参加者がいる場合は審判を出さなくてはいけないと指示もあった。そのため、休日にもかかわらず教員が審判で出た。地区が違うと様子が違う。中学校での部活の地域移行と同じように小学校でも検討いただきたい。

#### (執行部)

○部活動の地域移行について、国も最初の勢いがなくなっているという感じはあるが、働き方改革の観点からいってすすめていかなくてはならないことだ。進めるためには予算も必要なので、日教組と協力してとりくんでいきたい。



# 授業時数、多過ぎていませんか？

## 文科省も 過剰な授業時数・過密な教育課程を再指摘

みなさんの学校では、1週当たり何コマの授業時数を計画していますか。災害や感染症の流行による休校等に備えたり、学校行事のための準備にかかる時間等を見越したりして、標準時数を大きく超える週の授業コマ数を設定していませんか。

文科省は、学校における授業時数が標準時数よりも大きく上回っていることを指摘し、授業時数については、「各学校の指導体制に見合ったものとする」と、「働き方改革に配慮したものにする」とを求めた周知文を4月21日に発出しています。(すでに各学校にも届いているはずです。)これは、2022年度に文科省が行なった「公立小中学校における教育課程の編成・実施状況調査」の結果、小中ともに授業時数が標準授業時数を大きく上回っていることを踏まえて、その改善を求めたものです。(2019年3月にも同様の通知が出されています)

文科省が示した周知事項の概要は以下の通りです。

### 「令和4年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について(周知)

#### (概要)

1. 標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が一定数あることを踏まえ、今後の教育課程の編成・実施については、(1)から(3)について留意すること。
  - (1)各学校においては、児童生徒の実態を踏まえつつ、指導体制に見合った授業時数を設定する必要がある。
  - (2)災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により標準時数を下回った場合は、学校教育法施行規則に反したことにはならないので、不測の事態に備えて標準時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はない。
  - (3)教育課程の編成・実施に当たっては、学校における働き方改革にも配慮した対応を検討することが重要である。
2. 「教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫例」を参考にして、各学校の教育課程の編成・実施が適切に行われるようにすること。

# 憲法は変えるよりも生かすことです!!

現在、衆参の憲法審査会において、毎週、憲法に関する審議が続いています。憲法審査会とは、参議院のホームページには、1)日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、2)憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関として、衆参両院に設置されたと書かれています。ここでは、憲法と社会との矛盾について議論し、憲法にうたわれた基本的人権の実現のためにどのような法律が必要か、あるいは立法機関や行政機関のあり方について議論するのが、一義的な役割なのです。これは、国会議員には、公務員と同じように、憲法を尊重して守ることが義務とされているからです。

しかし、憲法審査会では、いわゆる改憲勢力によって、憲法を変えることが目的化した議論が続いています。大規模災害や武力攻撃に備えて「緊急事態条項」を設けるべきかどうか、という議論です。自公維国の各政党は、国勢選挙が行えない場合、国会議員の任期を延長できる規定を設けるべきだと主張していますが、憲法には、衆議院解散後に選挙が行えない緊急事態が発生した場合を想定して、参議院のみでも国会機能が維持できるよう、緊急集会を開く規定を設けています。災害などの事態であっても政治が機能し、国民の生活を守ることは極めて重要ですが、まず憲法を改変しようとするのではなく、現行の憲法下で求められている、人権を守る法律、格差を縮小する法律、学ぶことを保障する法律などの整備を進めるべきだと考えます。

衆議院憲法審査会は、5月18日(木)に、二人の憲法学者を招いて参考人質疑を行いました。早大大学院教授の長谷部恭男さんは、「衆議院議員の任期を延長し、総選挙を経ることなく立法などすべての権能を与えることは、本末転倒の議論ではないか」と、緊急事態条項に反対の発言をしました。

2006年12月、教育の憲法と言われた教育基本法を改変されましたが、それ以降、子どもたちや学校現場の状況が悪くなったことはあっても、よくなったことはありません。あの時も、政権が基本法を変えることを目的として、「やらせタウンミーティング」まで開いて世論を偽って改変したのです。私たちは、今、行われている議論を冷静に見つめ、現憲法にうたわれた内容を生かした政治を求めていかなくてはならないと考えます。